

日本語の実例に対する文法性判断について
 On Judging the Grammaticality or Acceptability of Japanese Usages
 天野みどり, 大妻女子大学
 Midori Amano, Otsuma Women's University

1. はじめに

本研究の目的は、第1に、実際の言語使用場面における意味理解に文法的知識がどのように活用されているかを明らかにするには、「多人数被調査者に対する、実例についての内省判断調査」が有効であることを示すことである。

第2に、この内省判断調査を日本語母語話者と日本語学習者の両者に実施した結果を示し、両者間においては実例の意味理解のための文法的知識の用いられ方が異なることを述べる。

本研究を通して、文法研究だけではなく、日本語教育研究に対しても、内省判断調査が貢献し得ることを述べたい。

1.1 内省判断調査とは

その言語の使用者は、自身の持つ文法的知識に照らして、与えられた例文が文法的に適切かどうか、不自然さがあるかどうか、よい文として容認できるかどうかなどを判断することができる。こうした言語使用者の言語直観を利用した調査を内省判断調査と呼ぶ。

内省判断調査の形式は様々である。よく知られた、例文の文法性の有無や容認性の度合いを直接問う形式だけではなく、例文から後続する文を予測して記述させる形式や、例文を他の類義文に言い換えて記述させる形式など、様々な調査形式がある。いずれにせよ、こうした内省判断調査は、判定者の意識といういわば主観に頼るものであり、万一判定に作為があったとしても排除するすべがないなど、データそのものの信憑性を保証することの難しさがつきまとう。

また、内省判断調査の中でも、文脈や語用論的知識を排除し、条件の統制された作例に対してその適否を判断させるタイプの調査では、判定者が何を明らかにするために何を判断すべきなのかが予めわかっていないと到底答えられないような、複雑な作例・意味理解が困難な作例があり、そうした調査結果を論拠とする言語研究そのものの意義を認めがたく感じる研究者もいるものと推察される。

他方、文法研究の手法として内省判断調査と並び主要なものに、実例観察がある。実例観察は、実際にあるかどうか、どれくらいあるか、どのような文脈にどのように用いられているのかなどを事実として把握できるため、内省判断調査とは異なり、客観性があるように見える。この手法は、近年、コーパスが整備され大量の実例収集が可能となったこともあり、多くの研究成果が挙げられている。

しかし、実例観察にも難点がある。実例としてあるかないかの2分だけで言語の実態をくまなく把握することは不可能である。実例として現れる文の中には、実は発話者が言い間違えたと認める誤用もあるし、誤用とは言えないまでも、かなり不自然に感じられる例からまったく自然だと感じられる例まで、自然さの度合いを異にする様々な例が存在する。実例としてあるものの、自然さにおいて均一でないことこそ、臨時的に新しく創造された表現や、慣習から少し拡張した試

行的表現を含む、言語使用の実態を表すものと思われるが、こうした不均一性を明らかにするには、まさに実在する例文間に自然さの程度を判定する内省判断が必要なのである。

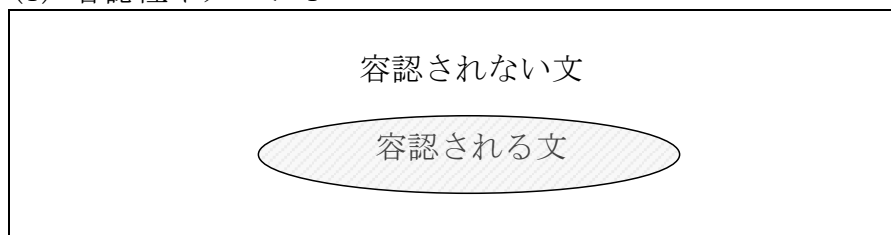
言語研究において、内省判断調査と実例観察とは相互に欠点を補い合う有用な研究手法である。それぞれの研究手法を工夫したり、両者を組み合わせたりすることで、言語研究をさらに精密にし発展させることができるだろう。本研究で実施する調査は、後述するように、内省判断調査ではあるが収集した実例を基にして文法性判断を問うものであり、また、判定者の恣意性を極力希薄にするために多人数に対して実施するものである。

1.2 文法性とは

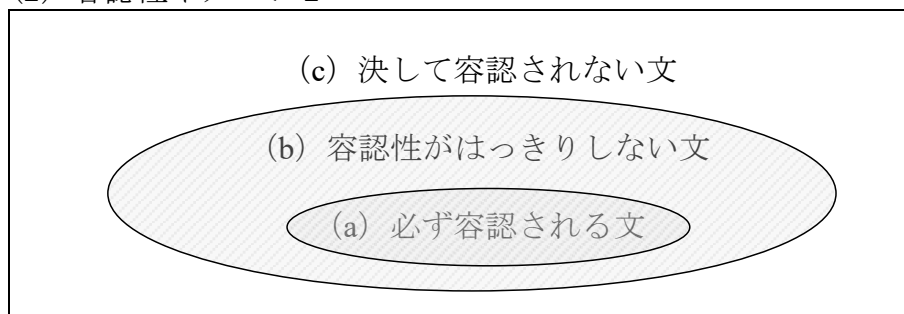
上山・傍士（2017）は生成文法論の立場から文法性（Grammaticality）とは「文法というシステムが出力するかどうかに関する概念」であり、容認可能性（Acceptability）は「言語使用者が持つ感覚であり、その程度を判断すること」であるという。このように厳密には両者は異なる概念だが、本研究では、佐藤・前田（編）（2014）の文法性の記述「ある言語形式が、その言語の話者の内省に照らして、正しいといえるかどうかという適格性のこと。その測定のことを「文法性判断」と呼ぶ。」に従う。

上山・傍士（2017）は、「容認される文」と「容認されない文」とは、図（1）のような明確に区別される二者の関係にあるものではなく、実際には、図（2）のように、容認性がはっきりしない文が中間にあるとしている。

図（1）容認性イメージ 1



図（2）容認性イメージ 2



上山・傍士（2017）は、語学教育の場合、図（2）（a）「必ず容認される文」を確実に習得してもらうために、しばしば（c）「決して容認されない文」とペアにして（a）の特徴が示されるとし、その結果、（b）「容認性がはっきりしな

い文」の存在が無視され、(1)のイメージが刷り込まれることになる」と述べている。しかし、実際には「容認性がはっきりしない文」が存在することは否定できない事実だと述べる。

1.3 本研究の立場

本研究も前述の(b)「容認性がはっきりしない文」の存在に着目している。実際の言語使用では、文法規則から何らかの点で逸脱しており、必ず容認される文ではないが意味が理解できる文というものが存在する。こうした文の中には、歴史的変化につながる拡張した用法(変化しつつある用法)もある。

天野(2002)(2011)では、母語話者はそのような逸脱的特徴を持ち容認度が低い文の意味を理解するのに、慣習化された文の文法的知識を用いて、文全体の意味を推論する(アブダクション)とした。母語話者は、文法的文の鑄型(構文スキーマ)を類推のベースとして用いて、逸脱文にあてはめ、不足している意味を推論により補充解釈したり変容解釈したりして、文全体の解釈を試行する。そのような類推がしやすい場合には容認性は高まり、しにくい場合には容認性が低くなると考えられる。

では、日本語学習者はどうなのか。学習者が日本語に熟達するとは、母語話者の持つ、逸脱文の意味までも理解するような運用レベルに近づくことであろう。その運用過程には、文の要素に関する知識と文法規則に関する知識だけでなく、文脈の中でありえそうな文の類型・構文を予測し、全体的な意味を理解するためにそうした類型・構文に関する知識を活用する操作が含まれていると考えられるが、学習者はそのような操作をしているのだろうか。

2. 調査概要と結果の分析

2.1 調査概要

本研究では、実例に関する文法性判断調査を日本語母語話者と日本語学習者を対象に行い、その結果から、逸脱的特徴を持つ文の意味理解を両者がどのように行っているか考察する。本調査実施は2019年4月である。

本調査に先立ち、2012年～2019年の間に逸脱的特徴を持つ実例を収集し、その文法性判断を問う調査を日本語母語話者に数種類行ってきた。今回の調査では、それらのデータから対象例文を選び、実例の他、実例を基にして容認性を左右する要因がつきとめられるように作例したペアの文や、日本語学習者でも理解しやすいように平易な語に改めるなどの加工を施した文を判定例文に含んでいる。

調査に用いた例文は以下の(1)～(10)である(実際の調査では分かち書き・総ルビ付き)。

- (1) ヨーロッパ語はきっちりとした言語であるのに対して、日本語は柔らかい言語である。
- (2) 10年ほど前までのドイツは恵まれた体格を生かしたサッカーが特徴だった。それが、ここ数年は技術のある選手が増えた。
- (3) 千代田区は、昼間は約85万人であるのに対して、夜間は約6万人である。

- (4) 千代田区は、昼間は約 85 万人であるのを、夜間は約 6 万人である。
 (5) 千代田区は、昼間は約 85 万人であるのが、夜間は約 6 万人である。
 (6) 先生の左側に女性が 15 人並んでいるのを、右側は男性が 12 人並んでいる。
 (7) 先生の左側に女性が 15 人並んでいるのが、右側は男性が 12 人並んでいる。
 (8) 最初は典子が主体であったのを、いつのまにか童夫と逆の位置になった。
 (9) 二人がそれを手帳に写しとろうとするのを、じれったそうに手をふって、「いいんだよ、それは持ってお行き。こっちには住所の控えがあるから」。
 (10) 二人がそれを手帳に写しとろうとするのを、じれったそうに手をふった。

この (1) ~ (10) についての容認性を三段階で判定してもらった。実際の調査における容認性判定の説明文は、日本語母語話者・日本語学習者ともに以下の (11) の通りである。

(11) 調査の説明

次の (1) ~ (10) の下線部分の使い方について、みなさんがどのように感じるかを調査します。知らない語があっても意味がわかるかどうかも知りたいので、すぐにあきらめないで、考えてみてください。

★次の【例】のように、自分の判断で、() の中に ○△×? のどれかを書いてください。

○=日本語として文の意味がわかるし、自然である、変な感じはしない

△=文の意味はわかるが、少し変な日本語だと感じる

×=文の意味はなんとなくわかるが、とても変な日本語に感じられる

?=文の意味が全くわからない

【例】 (×) イチローが練習しているのが、私はよく見ていた。

【例】 (○) 先生が話しているのに、山田君は聞いていない。

調査協力者は以下の (12) の通りである。日本語学習者は便宜上 N2 以下・N2・N1~N2 の順に、初級・中級・上級と呼ぶことにする。

(12) 調査協力者

- ・日本語母語話者 東京の大学生 計 120 名
- ・日本語学習者 計 19 名
 - ・学習院女子大学日本語 C クラス (N2 以下・初級) 2 名
 - ・学習院女子大学日本語 B クラス (N2・中級) 6 名
 - ・学習院女子大学日本語 B クラス (N2・中級) 7 名
 - ・アメリカカナダ大学連合日本研究センター (N1~N2 上級) 4 名

2.2 調査結果

調査結果を、○は 2 点、△は 1 点、×は 0 点に換算し、その平均値を算出 (? の人数は平均値産出から除外している) した。日本語学習者については、初級・中級・上級のレベル別にし、日本語母語話者の結果と比較して示す (表 1)。表 1 において、平均値が 2 に近いほど容認性が高く、0 に近いほど容認性が低い例

文ということになる。便宜上、容認性平均値を高い順に I : 1.5~2、II : 1~1.5 未満、III : 0.5~1 未満、IV : 0~0.5 未満に4分類し、表1では下線・網掛けの有無で分類への所属を示した。

表1 母語話者・学習者の容認度判定結果

	日本語 母語話者	日本語学習者		
		初級	中級	上級
例文 (1)	1.94	1.5	1.08	2
例文 (2)	1.27	1	0.67	<u>0.25</u>
例文 (3)	1.88	2	1.23	1.5
例文 (4)	<u>0.33</u>	<u>0.5</u>	<u>0.38</u>	<u>0</u>
例文 (5)	<u>0.79</u>	1	1.46	<u>0.5</u>
例文 (6)	<u>0.04</u>	1	<u>0.46</u>	<u>0</u>
例文 (7)	<u>0.26</u>	1.5	1.23	<u>0.75</u>
例文 (8)	<u>0.37</u>	<u>0</u>	1.11	<u>0.5</u>
例文 (9)	1.76	1	1	<u>0.25</u>
例文 (10)	1.32	<u>0</u>	1.11	<u>0.5</u>

2.3 考察①「それが」の拡張について

調査結果から日本語母語話者と日本語学習者の異なりとして興味深い4点を取りあげ考察したい。この節では例文(2)について考察する。

(2) 10年ほど前までのドイツは恵まれた体格を生かしたサッカーが特徴だった。
それが、ここ数年は技術のある選手が増えた。

この「それが」は、「が」が主格であるとするとその後続に第2の主格「選手が」が現れ、「それが」と結びつく述語句がないような逸脱的特徴を持つ例である。

天野(2015)は、[AはBだった(=X)。それが、Cになった(=Y)。]という2文連鎖が慣習化し、「X。それが、Y。」の形式で〈あるモノ・ヒトの一種態・一状況Xが、異なる様態・状況Yに変化する〉ことを表すという文法的知識となっていることを述べた。

母語話者は、この文法的知識を鋳型(類推のベース)として用いて、逸脱的特徴のある(2)の前文をある一状態、後続文全体を状態の変化と解釈して容認していると考えられる。すなわち、逸脱的な後続文「技術のある選手が増えた」全体を、〈技術も重視するようになった〉という状態変化の意味に解釈し、(2)の意味は、ドイツに関し〈体格を重視する質実剛健のサッカーが特徴だった〉という状態が、〈技術も重視する〉という状態に変化したと解釈されているものと思われるのである。

注目されるのは、この「それが」の用法に関して、日本語母語話者は1.27と容認性は落ちるものの少し不自然さが感じられる程度で容認しているのに対して、日本語学習者が初級・中級・上級になるにつれて容認度が落ち、上級者に至っては0.25と、ほとんど許容不可能なほどに低下しているということである。この、母語話者と上級者の差はかなり大きい。おそらく、主格に関する文法的知識が初

級・中級・上級となるにつれて規範として身につけており、その結果として逸脱的特徴を持つ例に対し厳しい判定を下しているのではないかと考えられる。

母語話者が文法的知識を鑄型として活用し、文法的には逸脱的な特徴を持つ文の意味を柔軟に解釈しているのに対して、学習者は文法的知識を規範として捉え、文法的な逸脱的特徴に対して「正しくない」と拒否反応しているということである。

2.4 考察②「のを」の拡張について

次に、例文 (4) (6) について考察する。これは、「のを」の拡張用法として対比的意味用法（「のに対して」の類似用法）が慣習化されているかどうかをみる例文である。

(4) 千代田区は昼間は約 85 万人であるのを、夜間は約 6 万人である。

(6) 先生の左側に女性が 15 人並んでいるのを、右側は男性が 12 人並んでいる。

この用法は母語話者にとってもかなり容認されにくい例で、用法としての確立度はかなり低いと考えられるものである。この例については、学習者の容認性も、初級・中級・上級の順に下がっている。特に、上級者は (4) (6) のいずれも 0、つまり、全員が×としていることが注目される。母語話者が、逸脱的な例を何とか解釈しようとし、低い容認度ながらも 0 ではないのに比べ、日本語学習上級者は、対格「を」についての文法的知識を規範として身につけ、厳しく判定しているものと思われる。

2.5 考察③「のが」の拡張について

2.4 と同様に、例文 (5) (7) は「のが」の拡張用法として対比的意味用法「のに対して」の類似用法）が慣習化されているかどうかをみる例文である。

(5) 千代田区は昼間は約 85 万人であるのが、夜間は約 6 万人である。

(7) 先生の左側に女性が 15 人並んでいるのが、右側は男性が 12 人並んでいる。

ここで注目されるのは、日本語母語話者の容認性が (5) 0.79 (7) 0.26 のように (5) の方が高くなっていることである。

天野 (2014) では、[A は B だったのが、C になった。] という形式で〈ある状態だったのが、異なる状態に変化した〉という〈変遷性〉の意味を表す文法的知識が定着しており、「のが」の後続に第 2 の主格が現れるような逸脱的特徴を持つ文に対しても、この文法的知識が類推のベースとして働き、「のが」の後続全体を状態変化の意味に解釈するとしている。(5) も (7) も「のが」の後続に「～になる」といった状態変化を表す自動詞がないが、(5) は昼の状態が「のが」に先行し、夜の状態が「のが」に後続して述べられていることから、昼から夜への時間的経過に伴い、人口状態が変化することを表すという解釈がしやすい。他方、(7) では「のが」の先行と後続で述べられる状態が同時間での状態であり、時間的経過に伴う変化の意味を解釈する余地がない。母語話者の容認性が

(5) の方が高いのは、この違いの反映と考えられる。あくまでも、(5) の容認度は、変遷性のある構文として柔軟に解釈して容認できることを表すので

あり、変遷性のない、対比的用法としての容認度を表しているのではないと考えられるのである。

これに対し、日本語学習者の上級者の容認度はむしろ (5) 0.5 (7) 0.75 と逆転しており、日本語母語話者と同じような過程を経て解釈しているとは考えられない。

2.6 考察④文脈有無に伴う「のを」の拡張用法の解釈について

最後に (9) (10) について考察する。

(9) 二人がそれを手帳に写しとろうとするのを、じれったそうに手をふって、「いいんだよ、それは持って行き。こっちには住所の控えがあるから」。

(10) 二人がそれを手帳に写しとろうとするのを、じれったそうに手をふった。

この「のを」はいずれも後続に第2の「を」が現れ、「のを」と結びつく他動詞がないといった逸脱的特徴を持つものである。天野(2011)では、他動詞構文が持つ〈対抗動作性〉の意味(サエギル意味)をあてはめ、この種の逸脱的特徴を持つ文を柔軟に解釈していることを述べている。

(9) (10) は「のを」の後続の「じれったそうに手をふる」をサエギル意味に解釈して容認していると考えられる。その際、母語話者はさらに後続の文脈がある (9) が 1.76、文脈がない (10) が 1.32 と、後続文脈のある方が高いことが注目される。後続文脈の会話内容も「手帳に写しとろうとする」行為を制止する内容であるため、〈対抗動作性〉の意味解釈を支持する情報の多い (9) の方がそれのない (10) よりも容認性が高くなるのではないだろうか。

これに対し、日本語学習者の上級者の容認度は (9) 0.25 (10) 0.5 といずれも大変低い。しかも、文脈のない (10) の方が逆に容認性が上がっている。上級者は「を」についての文法的知識を規範として身につけているからこそ、厳しい容認性判断をしているものと考えられ、母語話者のような、サエギル意味を解釈するような過程で意味を得ているのではないと考えられる。

3. 結論

今回の調査により、逸脱的な特徴を持つ例文に対し、日本語学習者はどの学習者も全く容認できないとすることは少なく、実例の意味を理解しようと努めていることがわかった。しかし、逸脱的な特徴を持つ例文に対して、上級になるにつれ母語話者と似た判定をするわけではなく、むしろその逆に、上級者ほど、母語話者が容認する例を厳しく不可とすることがわかった。

ここから、日本語学習者は文法的知識を規範として身につけ、母語話者が文法的知識を意味解釈のための鋳型、ありえそうな意味解釈を類推するためのスキーマして活用しているのとは異なることがわかる。

今回の調査は日本語学習者の協力者が少なく、精密な結果とは言いがたい。また、今回のような容認度を直接問う形式の調査では、日本語学習者が容認可能としている逸脱文の意味解釈がどのようなものなのか、どのようにしてその解釈にたどり着いているのかはわからない。今回の調査を足がかりとして、今後、調査の精度を高めるとともに、さらに類義文への言い換えや後続を作文する課題とい

った他の形式の調査を加えることにより、学習者の意味理解過程を明らかにし、文法性判断調査が、母語話者の意味理解過程だけではなく学習者の学習段階に応じた意味理解過程を究明し教育に貢献できることを示していきたい。

参考文献

- 天野みどり (2002) 『文の理解と意味の創造』 笠間書院
- 天野みどり (2011) 『日本語構文の意味と類推拡張』 笠間書院
- 天野みどり (2014) 「接続助詞的な「のが」の節の文」 『日本語複文構文の研究』 25-54 ひつじ書房
- 天野みどり (2015) 「格助詞から接続詞への拡張について—「が」「のが」「それが」—」 『文章・談話研究と日本語教育の接点』 99-118 くろしお出版
- 上山 あゆみ, 傍士 元 (2017) 「容認可能性と言語理論の説明対象 (文法性判断に基づく研究の可能性)」 『日本語文法』 17(2), 20-36
- 佐藤武義・前田富祺編 (2014) 『日本語大事典 (下)』 朝倉書店